

令和2年

第11回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年11月30日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第11回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第11回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年11月30日(月) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

1番 曾 我 憲 司		3番 上 松 千 恵
4番 本 間 多佳子	5番 皆 川 光 浩	6番 見尾田 正 行
7番 阿 部 萬紀夫	8番 齋 藤 瑞 穂	9番 菅 井 茂
10番 渡 邊 悟	11番 五十嵐 佐 敏	
13番 松 田 昭 悦	14番 笠 原 尚 美	15番 柳 壽 一
16番 大 堀 哲 男	17番 小 林 章 男	18番 相 馬 重 男
19番 小 嶋 覚		

○推進委員

1番 渡 邊 聡	2番 加 藤 卓 也	3番 辻 繁 雄
4番 中 村 孝 幸	5番 宮 嶋 市 郎	6番 能勢山 嘉 雄
7番 羽 田 正 栄	8番 上 松 浩 二	9番 小 林 隆 司
10番 伊 藤 剛 栄		
13番 松 崎 学	14番 青 木 等	15番 蕪 木 緑

3 欠席委員

○農業委員 2番 渡 辺 隆 12番 遠 山 登

○推進委員 11番 細 山 徹 也 12番 長谷川 政 男

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

事務局長	佐 藤 浩 治
次長	木 村 秀 行
主幹	山 崎 一 之
主任	長谷川 幸 太

7 会議の日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について
日程第5	報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について
日程第6	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について
日程第8	議案第3号 事業計画変更の承認申請について

- 日程第9 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
 日程第11 議案第6号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について
 日程第12 その他

8 審議の結果は次のとおりである。

- 議長（小嶋） 定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。
 只今の出席委員は、17名です。定足数に達しております。
 本日の欠席委員は、2番 渡辺 隆 委員、12番 遠山 委員の2名です。
 推進委員の欠席委員は、長谷川 委員と細山 委員の2名です。
- それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。
 1番 曾我 委員、3番 上松 委員、4番 本間 委員、を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 （「異議なし」の声）
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、議事録署名委員を、1番 曾我 委員、3番 上松 委員、4番 本間 委員にすることに決定しました。
- 続きまして、日程第2 会期の決定についてお諮りします。
 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 （「異議なし」の声）
- 議長（小嶋） 異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。
 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。
 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。
 事務局の説明をお願いします。
 長谷川主任、お願いします。
- 事務局（長谷川） 説明の前に訂正をお願いします。議案書311ページ受付番号2番の「契約の内容」の終了を、令和13年1月10日に訂正ください。令和11年3月10日は誤りのため、令和13年1月10日に訂正ください。
 それから、379ページ、一番右の「変更理由」の4行目「2月に農事組合法人を設立し」を削除願います。よろしく願います。
 それでは説明いたします。
- 議案書の1ページをご覧ください。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。
 議案書の読み上げ方を、貸出人・借受人欄を省略し「受付番号」・「土地の所在」・「地目」の順に読み上げさせていただきます。
 最初に小里地区の地域集積に関連した解約が多数提出されていますので一括して説明いたします。
 農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約19件、151筆100,443.57㎡と、農用地

利用集積計画 使用貸借権設定の解約 3 件、4 筆 1,501 m²、合計で 22 件、162 筆、101,944.57 m²の解約で、受付番号、「1 ページの 8 0 番・4 ページの 8 1 番・1 2 ページの 6 3 番・1 4 ページの 6 4 番・1 6 ページの 6 5 番・6 6 番・6 7 番・1 8 ページの 6 8 番・7 0 番・7 1 番・1 9 ページの 7 2 番・7 3 番・7 4 番・7 5 番・2 0 ページの 7 6 番・2 2 ページの 7 7 番・2 4 ページの 7 9 番・2 9 ページの 9 1 番・9 2 番・5 8 ページの 6 9 番・7 8 番・5 9 ページの 6 2 番」です。なお、農地利用集積円滑化事業による農協と所有者との解約 1 件も含まれております。

続きまして、沖通り地区の地域集積に関連した解約が多数提出されていますので一括して説明いたします。

農用地利用集積計画 貸借権設定の解約 18 件、80 筆 129,152 m²の解約で、受付番号「3 0 ページの 9 3 番・3 2 ページの 9 4 番・3 3 ページの 9 5 番・3 4 ページの 9 6 番・9 7 番・3 6 ページの 9 8 番・3 7 ページの 9 9 番・3 8 ページの 1 0 0 番・3 9 ページの 1 0 1 番・4 0 ページの 1 0 2 番・4 2 ページの 1 0 3 番・1 0 4 番・1 0 5 番・4 3 ページの 1 0 6 番・4 4 ページの 1 0 7 番・4 6 ページの 1 0 8 番・4 8 ページの 1 0 9 番・1 1 0 番」です。

なお、農地利用集積円滑化事業による農協と所有者との解約 9 件も含まれております。

続きまして、七島・月崎地区で借り手体調不良のため解約 3 件、17 筆 12,274 m²の解約が提出されていますので一括して説明いたします。

農用地利用集積計画 貸借権設定の解約で、受付番号「5 ページ 4 7 番・6 ページの 4 8 番・7 ページの 4 9 番」です。

続きまして、小松地区で通作距離のため解約 8 件、39 筆 29,393 m²の解約が提出されていますので一括して説明いたします。

農用地利用集積計画 貸借権設定の解約で、受付番号「7 ページの 5 3 番・8 ページの 5 4 番・5 5 番・5 6 番・1 0 ページの 5 7 番・1 1 ページの 5 8 番・5 9 番・6 0 番」です。

続きまして、発久地区で借り手体調不良のため解約 9 件、34 筆 48,853 m²の解約が提出されていますので一括して説明いたします。

農用地利用集積計画 貸借権設定の解約で、受付番号「4 8 ページの 1 1 3 番・1 1 4 番・1 1 5 番・4 9 ページの 1 1 6 番・1 1 7 番・1 1 8 番・5 0 ページの 1 1 9 番・5 1 ページの 1 2 0 番・5 2 ページの 1 2 1 番」です。

続きまして、ただいま報告しました案件以外の案件を説明いたします。

1 ページをご覧ください

農地法第 3 条永小作権設定の解約になります。

受付番号 1 2 9 番、島田字中沢海（ナカソウミ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 9 6 8 m²です。

契約の内容が永小作権設定で、解約事由が「経営規模の縮小」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 5 日です。

7 ページをご覧ください。

続きまして農用地利用集積計画の貸借権設定の解約になります。

受付番号 5 0 番、法柳新田字町道（マチミチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 99 m²です。

契約の内容が平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、解約事由が「売買の

ため」です。

解約年月日が令和2年10月13日、引渡年月日が10月14日です。

受付番号52番、上江端字新座裏（シンザウラ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,004㎡です。

契約の内容が平成23年2月11日から令和3年2月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約年月日が令和2年10月9日、引渡年月日が10月10日です。

12ページになります。

受付番号61番、山口村新田字千刈（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積3,778㎡、これを含めまして合計3筆で7,628㎡です。

契約の内容が平成28年1月9日から令和4年1月8日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月19日です。

24ページになります。

受付番号82番、七島字土居上（ドイウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,021㎡、これを含めまして合計9筆で6,077㎡です。

契約の内容が平成28年2月1日から令和3年1月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月27日です。

25ページになります。

受付番号83番、七島字土居上（ドイウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,021㎡、これを含めまして合計4筆で4,248㎡です。

契約の内容が令和元年5月11日から令和5年2月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月27日です。

26ページになります。

受付番号84番、七島字大畑（オオハタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,307㎡です。

契約の内容が平成26年3月11日から令和6年3月10日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月27日です。

受付番号85番、京ヶ島字古阿賀（フルアガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,458㎡、これを含めまして合計11筆で13,528㎡です。

契約の内容が平成24年3月1日から令和4年2月28日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約年月日が令和2年10月2日、引渡年月日が10月19日です。

27ページになります。

受付番号86番、保田字砂山（スナヤマ）、地目、台帳・現況がともに田、地積2,180㎡、これを含めまして合計3筆で4,306㎡です。

契約の内容が平成30年12月11日から令和5年12月10日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月28日です。

受付番号 87 番、下黒瀬字古阿賀（フルアガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 596 m²です。

契約の内容が平成 24 年 3 月 10 日から令和 4 年 3 月 10 日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 2 日です。

28 ページになります。

受付番号 88 番、水原字首長（クビナガ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,950 m²、これを含めまして合計 4 筆で 4,987 m²です。

契約の内容が平成 24 年 5 月 15 日から令和 4 年 2 月 14 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約年月日が令和 2 年 10 月 7 日、引渡年月日が 10 月 8 日です。

受付番号 89 番、安野町、地目、台帳・現況がともに田、地積 968 m²、これを含めまして合計 4 筆で 3,856 m²です。

契約の内容が平成 26 年 4 月 11 日から令和 6 年 2 月 10 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約年月日が令和 2 年 10 月 7 日、引渡年月日が 10 月 8 日です。

受付番号 90 番、西岡字中作（ナカサク）、地目、台帳・現況がともに田、地積 512 m²、これを含めまして合計 2 筆で 1,024 m²です。

契約の内容が平成 29 年 4 月 11 日から令和 4 年 2 月 10 日まで、解約事由が「契約内容変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 4 日です。

52 ページになります。

受付番号 122 番、発久字ヤチ、地目、台帳・現況がともに田、地積 260 m²です。

契約の内容が令和 2 年 2 月 11 日から令和 4 年 1 月 31 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 10 月 29 日です。

受付番号 123 番、駒林字千刈（センガリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,986 m²、これを含めまして合計 5 筆で 10,527 m²です。

契約の内容が平成 29 年 1 月 11 日から令和 4 年 1 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 5 日です。

53 ページになります。

受付番号 124 番、堀越字砂田（スナダ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 800 m²、これを含めまして合計 9 筆で 6,010 m²です。

契約の内容が平成 26 年 3 月 26 日から令和 6 年 3 月 25 日まで、解約事由が「高齢による労力不足」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 5 日です。

54 ページになります。

受付番号 125 番、土橋字川尻（カワジリ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 848 m²、これを含めまして合計 3 筆で 1,472 m²です。

契約の内容が平成 30 年 4 月 11 日から令和 3 年 3 月 10 日まで、解約事由が「売買のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 2 日です。

農地利用集積円滑化事業により 1 2 6 番案件も同様です。

5 5 ページになります。

受付番号 1 2 7 番、法柳新田字堀上（ホリウエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 2,012 m²、これを含めまして合計 2 筆で 3,032 m²です。

契約の内容が令和 2 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 10 日まで、解約事由が「農業廃止」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 10 月 31 日です。

受付番号 1 2 8 番、法柳新田字土居下（ドイシタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,021 m²、これを含めまして合計 2 筆で 2,042 m²です。

契約の内容が令和 2 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 10 月 31 日です。

受付番号 1 3 0 番、法柳新田字五反畑（ゴタンバタケ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,507 m²、これを含めまして合計 2 筆で 2,022 m²です。

契約の内容が平成 29 年 4 月 11 日から令和 4 年 2 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 9 日です。

受付番号 1 3 1 番、西岡字申新田（サルシンデン）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,222 m²、これを含めまして合計 4 筆で 3,183 m²です。

契約の内容が令和元年 12 月 11 日から令和 6 年 12 月 10 日まで、解約事由が「利用権設定期間及び賃借料変更のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 9 日です。

5 6 ページになります。

受付番号 1 3 2 番、百津字新町（シンマチ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,024 m²、これを含めまして合計 3 筆で 2,045 m²です。

契約の内容が平成 28 年 1 月 9 日から令和 3 年 1 月 8 日まで、解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 10 日です。

受付番号 1 3 3 番、百津字境塚（サカイヅカ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,024 m²、これを含めまして合計 3 筆で 2,970 m²です。

契約の内容が平成 28 年 1 月 9 日から令和 3 年 1 月 8 日まで、解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 10 日です。

5 7 ページになります。

受付番号 1 3 5 番、今板字宮の前（ミヤノマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 365 m²、これを含めまして合計 3 筆で 2,456 m²です。

契約の内容が平成 28 年 11 月 11 日から令和 8 年 11 月 10 日まで、解約事由が「借り手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和 2 年 11 月 10 日です。

受付番号 1 3 6 番、今板字宮の前（ミヤノマエ）、地目、台帳・現況がともに田、地積 415 m²、これを含めまして合計 5 筆で 3,187 m²です。

契約の内容が平成 28 年 11 月 11 日から令和 8 年 11 月 10 日まで、解約事由が「借り

手の変更」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月10日です。

58ページになります。

続きまして農用地利用集積計画の使用貸借権設定の解約になります。

受付番号51番、下黒瀬字古田(フルタ)、地目、台帳・現況がともに田、地積1,011㎡、これを含めまして合計2筆で2,022㎡です。

契約の内容が平成31年3月11日から令和11年3月10日まで、解約事由が「交換のため」です。

解約及び引渡年月日がともに令和2年10月14日です。

受付番号134番、今板字宮の前(ミヤノマエ)、地目、台帳・現況がともに田、地積507㎡、これを含めまして合計2筆で597㎡です。

契約の内容が平成30年12月11日から令和10年12月10日まで、解約事由が「本人耕作」のためです。

解約及び引渡年月日がともに令和2年11月10日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長(小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

続きまして、日程第4 報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書の60ページをご覧ください。

報告第2号 農地転用事実確認証明書の交付について説明をいたします。

受付番号12番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道下(マチミチシタ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が239㎡、転用目的が特定建築条件付売買予定地です。

許可年月日、許可番号が令和2年4月30日、阿農委第502001号です。

完了年月日は令和2年10月20日です。

申請地の確認状況は、10月28日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。場所につきましては、61・62ページの位置図・案内図をご覧ください。京ヶ瀬小学校近くの住宅に囲まれた土地であります。

63ページは更正図です。申請地は整地されて分筆登記も令和2年8月7日に完了しております。

当該地を建物敷地とする建物の建築については、64ページのとおり令和2年10月20日付けで建築基準法第6条第1項の規定による確認済証が交付されています。別紙、説明資料1をご覧ください。「農地転用許可を伴う建築条件付き売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについて」という通知がありまして、ここに「地目変更登記のために転用事実の証明に係る申請があった場合には、農業委員会は、転用の状況を現地調査等により確認した上で、建築基準法第6条第1項の規定による確認などの状況が、これらの通知に示された状況に適合するのであれば、転用事業が完了する前でも転用事実の証明を行っても差し支えない。」とありますので、地区担当委員と現地確認

等を行い協議の上、近い将来住宅敷地に供されることが確実に見込まれるものと認定し、転用事実の確認証明書を交付したことを報告いたします。

65ページには土地利用計画を掲載しています。

66・67・68ページには建物平面図・立面図を掲載しています。

69ページになります。

受付番号13番 申請者は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が277㎡、これを含めまして合計2筆、577㎡です。転用目的が個人住宅建築用地です。

許可年月日、許可番号が令和2年6月1日、阿農委第502008号です。

完了年月日が令和2年11月6日です。

申請地の確認状況は、11月10日、地区担当委員と事務局で確認してまいりました。

申請地は計画どおり、住宅が建築されておりましたので、地区担当委員と協議の上、転用事実確認証明書を交付したことを報告いたします。

場所につきましては、70・71ページ的位置図・案内図をご覧ください。

水原駅から東へ400m程の住宅地の中に位置しております。

72ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。

73ページには土地利用計画・排水計画図を掲載しています。

以上で報告第2号、農地転用事実確認証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に12番案件について、1番 曾我 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（曾 我）

1番曾我です。10月28日に事務局と2名で現地確認して参りました。現地は分筆も整地も終わり、いつでも建築着工できる状態であり問題ないと見て参りました。

以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

続きまして、13番案件につきましては、現地確認委員の報告をお願いします。

3番 上松 委員より、現地確認報告をお願いいたします。

委員
（上 松）

3番上松です。今月10日に現地を確認して参りました。計画通り住宅が建築されていたことを報告いたします。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきををお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 木村 次長 —

続きまして、日程第5 報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
木村 次長、お願いします。

事務局
(木村)

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、報告いたします。

令和2年10月30日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全7件、30筆、30,720㎡について、報告します。

議案書は74ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和2年12月25日、新潟県が公告をすることから、期間の開始は令和2年12月26日で、終了については、令和12年11月10日賃貸借料は固定です。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出登録者です。
以上、報告を終わります。

議長 (小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川 主任 —

続きまして、日程第6 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
長谷川主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

議案書の78ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
今月の申請件数は、所有権移転10件、17筆で面積が13,248.75㎡です。

受付番号18番、保田字前川原(マエガワラ)、地目、台帳・現況がともに田、地積841㎡、これを含めまして合計2筆で2,126㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「後継者不在のため」です。
契約の内容は、総額で740,000円の売買です。(348,071円/10a)

受付番号19番、保田字砂山(スナヤマ)、地目、台帳・現況がともに田、地積2,180㎡です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「後継者不在のため」です。
契約の内容は、総額で760,000円の売買です。(348,623円/10a)

受付番号20番、保田字前川原(マエガワラ)、地目、台帳・現況がともに田、地積830㎡です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で 280,000 円の売買です。(337,349 円/10 a)

受付番号 2 1 番、下黒瀬字古阿賀(フルアガ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 596 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で 100,000 円の売買です。(167,785 円/10 a)

受付番号 2 2 番、草水字向田(ムカイダ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積 1.75 m²、これを含めまして合計 3 筆で 446.75 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「負債整理」です。

契約の内容は、総額で 200,000 円の売買です。(448,430 円/10 a)

7 9 ページになります。

受付番号 2 3 番、寺社字道下(ミチシタ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積 244 m²、これを含めまして合計 2 筆で 463 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で 150,000 円の売買です。(323,974 円/10 a)

受付番号 2 4 番、分田字原村(ハラムラ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,190 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、2 5 番案件との交換です。

受付番号 2 5 番、堀越字猿橋(サルハシ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,008 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、2 4 番案件との交換です。

受付番号 2 6 番、土橋字川尻(カワジリ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 848 m²、これを含めまして合計 3 筆で 1,472 m²です。

譲受・譲渡理由は「耕作利便」と「耕作不便」です。

契約の内容は、総額で 600,000 円の売買です。(407,608 円/10 a)

8 0 ページになります。

受付番号 2 7 番、保田字宮ノ越(ミヤノコシ)、地目、台帳・現況がともに田、地積 1,000 m²、これを含めまして合計 2 筆で 2,937 m²です。

譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「財産処分」です。

契約の内容は、総額で 900,000 円の売買です。(306,435 円/10 a)

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相

当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第7 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任をお願いします。

事務局

（長谷川）

81ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について説明いたします。

受付番号10番、申請人住所・氏名・経営面積・耕作人員は記載のとおりです。

土地の所在地が荻島字四ツ巻（ヨツマキ）、地目、田、地籍2,022㎡、これを含めまして合計3筆で6,076㎡です。

取得事由は規模拡大、債権者が阿賀野川土地改良区、見積価格は3筆で2,620,000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で令和2年12月8日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項各号については、該当なしです。

（経営面積5,000㎡以上で、取得した農地を耕作すると認められ、周辺地域の農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を生じないもの。）

場所につきましては、82ページ・83ページをご覧ください。

笹神地区上飯塚集落の西側に位置している農用地区域内の農地です。

81ページに戻りまして、受付番号11番、申請人住所・氏名・経営面積・耕作人員は記載のとおりです。

土地の所在地が下山屋字前田（マエタ）、地目、田、地籍1,917㎡、これを含めまして合計2筆で3,858㎡です。

取得事由は規模拡大、債権者が阿賀野川土地改良区、見積価格は1,680,000円です。内容は阿賀野川土地改良区による公売で令和2年12月8日に入札実施予定です。

農地法第3条第2項各号については該当なしです。

場所につきましては、84ページ・85ページをご覧ください。
笹神地区下山屋集落の東側に位置している農用地区域内の農地です。

以上ですが、この議決を行う場合は、その後の事務処理の迅速化を図るため、農地等買受適格証明書の交付を受けたものが最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり売却の実施について、売却決定通知書を添付し第3条第1項に規定する許可に係る申請書を提出した場合においては、農業委員会の会長が当該買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、第3条第1項の許可書を交付する旨の議決となります。

以上で議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議入ります。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、審議いたします。

ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、原案の申請人を適格者と認め証明書を交付すること、また、農地等買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、売却の実施につき、売却決定通知書を添付し、農地法第3条第1項に規定する許可に係る申請書を提出した場合において、当該買受等適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可書を交付することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地等買受適格証明書の交付について、原案の申請人を適格者と認め証明書を交付すること、また、農地等買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人または次順位買受申出人となり、売却の実施につき、売却決定通知書を添付し、農地法第3条第1項に規定する許可に係る申請書を提出した場合において、当該買受等適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可書を交付することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第3号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書86ページをご覧ください。

議案第3号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号14番、当初計画者と継承者は記載のとおりです。

土地の所在が緑町、地目、台帳が田・現況が宅地、地籍232㎡、これを含めまして合計2筆、311㎡です。

当初計画内容は、個人住宅建築用地です。事業計画変更の理由ですが、当初計画者

は自宅を建築するため、昭和 58 年 1 月 5 日付け新潟県指令芝農地第 8565 号で 5 条許可を得て所有権移転を行いました。その後、両親の近くに別物件を購入したため新築計画が中止となっていました。このたび、分譲住宅用地とする話がまとまりましたので、当初計画を断念し事業計画変更を申請するものです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が「第一種中高層住居専用地域」に定められており第 3 種農地となります。

場所につきましては、87・88 ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 緑町地内の住宅地の中に位置しております。

89 ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

90 ページは継承後の土地利用計画図・排水計画図になります。

91 ページは平面図を掲載しております。

以上で、議案第 3 号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきまして、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

14 番案件について、11 番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いします。

委員
（五十嵐）

11 番五十嵐です。24 日に委員 4 名、事務局 2 名で確認して参りました。今ほど説明があったとおりですね、昭和 58 年に転用許可済みでありまして、更地となっている土地です。周りにも排水等問題なくできるものとして見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第 3 号 事業計画変更の承認申請について、ご質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 3 号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第 3 号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第 9 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書 92 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号 22 番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道上（マチミチウエ）、地目、台帳・現況ともに畑、地積

328 m²です。

転用目的は戸建住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和3年4月1日から令和3年8月31日まで、農地区分につきましては、当該地から概ね300m以内に阿賀野市役所京ヶ瀬支所があり、第3種農地と判断しました。

許可基準は、許可可能であります。転用事由は、申請者は不動産業を営んでおり、申請地付近は新潟市中心部から車で約20分、東港工業団地から約30分と、通勤するには道路環境が良いためベッドタウン化が進んでおり、付近には小中学校・市役所等のインフラも近く住みよい地域で住宅地の需要が見込めることから戸建住宅1棟を販売するものです。

場所につきましては、93・94ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市役所京ヶ瀬支所から南東へ300m程の姥ヶ橋集落と飯森杉団地に隣接した土地であります。

95ページの更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

96ページに土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。図面のように雨水は道路側溝を流れて排水する計画です。生活雑排水は公共下水道に接続できるようにします。地先水路との境界にはL型擁壁を設置し土留めを行い、水路敷きには草止めコンクリート工事を行います。

97ページは建物平面図です。

なお、建売分譲の場合過去3年以内に県内において建売分譲の転用許可の計画の過半が完了していないと次の許可申請はできないとの規定がされていますが、その実績につきましては、阿賀野市と新潟市で6件の転用許可を受けており、棟数で92棟の建売分譲が該当となりますが、販売実績は2件が完売しており、92棟中65棟が販売済みになっておりますので、この規定につきましてはクリアされていることを申し添えます。

98ページになります。

受付番号23番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が緑町、地目 台帳が田・現況が宅地、地籍232 m²、これを含めまして合計2筆、311 m²です。

転用目的は建売分譲で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年12月21日から令和3年4月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。転用事由は、申請者は建売分譲を主とした業務を行っております。申請地は住宅地の中にあり住宅の需要が見込めるため2区画に割って2棟の新築住宅を販売するものです。

場所につきましては、99・100ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 緑町地内の住宅地の中に位置しております。

101ページには更正図に申請地を塗り潰しで表示しております。

102ページは土地利用計画図・排水計画図になります。

103ページは平面図を掲載しております。2棟同じ間取りです。

104ページになります。

受付番号24番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が上江端字興野前(コウヤマエ)、地目、台帳・現況がともに田、地積が2,023 m²、これを含めまして合計13筆で16,044 m²です。

転用目的は陸砂利採取事業で、資金計画は記載のとおりです

工事期間が令和2年12月25日から令和4年6月24日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、圃場整備を行いより良い農地に復旧するための手段として、陸砂利採取を実施するものです。

場所につきましては、105・106ページの位置図・案内図をご覧ください。上江端集落の北側に位置しております。

107ページは、更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。

108ページには、土地利用計画を掲載しました。

109ページは、全体土地利用計画図を掲載しております。本申請は第17期となっております。図面の斜線で表示している部分になります。

110ページになります。

受付番号25番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が東町字隠居免（インキョメン）、地目、台帳・現況がともに田、地積1,920㎡の内806.31㎡、これを含めまして合計7筆で7,766㎡の内2,871.69㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う搬出入路で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年12月15日から令和5年12月14日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、分田・上江端・東町地内の陸砂利採取事業の実施に伴い、搬出入路として使用するものです。

場所については、111・112ページの位置図・案内図をご覧ください。

上江端集落の北側に位置しております。

113ページは更正図、搬出入路計画図になります。申請地を斜線で表示しています。

114ページには砂利採取計画全体の土地利用計画図に申請地を塗り潰しで表示しております。申請地は、平成31年4月17日付け、阿農委第530040号で5条許可を得て砂利採取を行い、申請地の砂利採取は終わりましたが、砂利採取終了後に周囲の砂利採取に伴う搬入出路として使用するものです。

砂利採取事業の完了届はまだ提出されていませんが、完了届を提出すると本案件が許可になるまで周囲の砂利採取が出来なくなるため、砂利採取完了の直前で搬入出路としての転用申請をするものです。なお、許可書は砂利採取の完了届の提出を待って交付します。

115ページになります。

受付番号26番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が分田字浄土橋（ジョウドバシ）、地目、台帳、現況がともに田、地積が1,652㎡、これを含めまして合計3筆で、面積が4,346㎡です。

転用目的は陸砂利採取に伴う表土置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年12月15日から令和4年12月14日まで、農地区分は農用地区域内となっており原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、平成29年7月18日付け阿農委第529003号で一時転用許可を得て、陸砂利採取の実施に伴う表土堆積場として使用していた土地で、3年間の転用期間が12月に終了となりますが陸砂利採取事業がまだ終わらないため、改めて一時転用申請をするものです。

場所については116・117ページの位置図・案内図をご覧ください。
分田本村と上江端集落の間、県道新潟・安田線分田バイパス沿いのJA北蒲みなみ低温倉庫付近に位置しています。

118ページの更正図では塗りつぶしで申請地を表示しております。

119ページには土地利用計画図を添付しております。

120ページは採取計画全体の土地利用計画図を添付しております。申請地は斜線で表示しております。

121ページになります。

受付番号28番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目、台帳・現況がともに畑、地積が277㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年12月1日から令和3年6月30日まで、
農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の「第一種住居専用地域」に定められており第3種農地となります。

許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は、当該地近隣で住宅販売が完了したので、周辺の土地で新たな住宅販売を計画していました。このたび、土地所有者と申請地を売買する話がつきましたので、個人用住宅を建築し販売するものです。

場所につきましては、122・123ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原駅から東へ300m程の住宅地の中に位置しております。

124ページには、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

125ページに、土地利用計画図及び排水計画図を掲載しました。雨水は、道路側溝に排水する計画です。生活雑排水については公共下水道に接続します。

126ページは、建物平面図となっております。

127ページになります。

受付番号29番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が七島字前田（マエタ）、地目、台帳・現況がともに田、地積が15㎡です。

転用目的は個人住宅敷地の拡張で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年12月1日から令和3年3月31日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し、第1種農地となります。

許可基準は、申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されるものであれば許可可能であります。

転用事由は、申請者は、既存の土留めが倒壊しそうになっているため、新たな土留めを計画しましたが、東側の敷地が、家と田の距離が狭く崩れることが予想されました。そこで申請地所有者に相談したところ贈与してよいと話をいただいたので、敷地を拡張して新たに擁壁を設置するものです。

場所につきましては、128・129ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区、七島地内の住宅に接続している農地であります。

130ページは更正図です。申請地を塗り潰しで表示しております。

131ページは土地利用計画図です。自宅東側の敷地を約1m広げて土留めのため擁壁を設置するものです。

132ページになります。

受付番号30番、使用貸借権設定による永久転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が京ヶ島字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積が 346 m²です。

転用目的は分家住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日まで、農地区分につきましては、当該地が京ヶ島集落内の住宅が連たんしている区域内にあり、第 3 種農地と判断しました。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住していますが、子供が大きくなり人数も増え手狭になった為、実家隣の当該地を父より借り受けて住宅を建築するものです。

場所につきましては、1 3 3・1 3 4 ページの位置図・案内図をご覧ください。

申請地は阿賀野市京ヶ瀬支所から南へ 1 キロメートル程に位置し、京ヶ島集落内の住宅が連たんしている区域内にあります。

1 3 5 ページは、更正図に申請地を太枠で囲んで表示しております。

1 3 6 ページは土地利用計画図です。

1 3 7 ページは、排水計画図を掲載しています。雨水は側溝へ流します。生活雑排水は隣地の実家の公共枵を利用して公共下水道へ接続します。

1 3 8 ページから 1 4 1 ページには、住宅の平面図・立面図を掲載しています。

1 4 2 ページになります。

受付番号 3 1 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が下黒瀬字居浦（イウラ）、地目、台帳・現況がともに畑、地積、632 m²です。

転用目的は資材置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 2 年 12 月 10 日から令和 3 年 3 月 31 日まで、

農地区分につきましては、下黒瀬集落内の住宅が連たんしている区域内であり第 3 種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由ですが、申請者は、耕作面積が増えて資材置場が不足しているため、当該地を購入して、土や砂、ハウス資材等の置場として永久転用するものです。

場所につきましては、1 4 3・1 4 4 ページの位置図・案内図をご覧ください。

京ヶ瀬地区 下黒瀬地内、国道 49 号線近くの住宅に囲まれた農地であります。

1 4 5 ページは更正図です。申請地を太枠で囲んで表示しております。

1 4 6 ページには土地利用計画図を掲載しました。農業用の資材置場とし利用するものです。雨水は、道路側溝に排水します。

1 4 7 ページになります。

受付番号 3 2 番、所有権移転による永久転用です。

譲受人・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が保田字上野林（ウワノバヤシ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積、904 m²です。

転用目的は残土置場で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日まで、農地区分につきましては、農振農用地区域外の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と判断し、その他の農地（第 2 種農地）と判断しました。

許可基準は、既存の残土置場の隣地を農地転用して敷地を拡張するものであり、許可可能であります。

転用事由ですが、申請者は、左官工事、外構工事、土木工事等の請負及び施工を行っている会社であり、請負った工事に伴い発生する残土を置く既存の敷地が手狭になったため、当該地を農地転用し拡張するものです。

場所につきましては、1 4 8・1 4 9 ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 二本松集落の外れの市道と川に挟まれた細長い形状の土地であります。
150ページは更正図です。申請地を塗りつぶしで表示しております。
151ページには土地利用計画図を掲載しました。申請地は塗りつぶしで表示して
います。

152ページになります。
受付番号33番、使用貸借権設定による永久転用です。
借人・貸人は記載のとおりです。
土地の所在が水原字上千苺（カミセンガリ）、地目、台帳が田・現況が畑、地積が
384㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地、資金計画は記載のとおりです。
工事期間が令和2年12月1日から令和3年3月31日まで、農地区分につきましては、
良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内
で第1種農地となります。

許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可でき
るものです。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住していますが、妻が子供が小学校に入学
する前に実家近くに家を建てて暮らしたい意向から周辺の土地を検討しましたが、農
地以外の土地では見つからなかった為、当該地を義父より借り受けて住宅を新築する
ものです。

場所につきましては153・154ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区、日の出町の住宅に隣接する農地であります。

155ページの更正図には、申請地を太枠で囲って表示しております。

156ページは、土地利用計画図、排水計画図を掲載しております。生活雑排水に
ついては合併浄化槽を経て水路へ排出します。雨水も図のように水路に排出する計画
です。

157・158ページは、建物平面図となっております。

以上で議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わ
ります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この議案について、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいた
します。

最初に22番案件、24番案件、29番案件、33番案件について、1番 曾我 委
員より現地確認報告をお願いいたします。

委 員
（曾 我）

1番曾我です。22番案件について報告します。11月24日に委員4名、事務局
2名で現地確認して来ました。

96ページをご覧ください。左側にすでに建っている3軒と今回申請をされる土地
の間に水路があり、その土留めに関しては冬の間には設置するとのことでした。

4月から建築を始めるということで下水も排水も設置されており、問題ないとの判
断で現地を確認して来ました。

続きまして24番案件です。104ページになりますがこちらは砂利採取事業です
が、事務局の説明のとおり問題ないと見て参りました。

続きまして127ページの29番案件なんですが、当該地につきまして130ペー
ジをご覧ください。292番2の宅地と隣の田のところの申請地なんですけれど、実
際宅地と高低差が1m位ありまして、そこから宅地の土砂がすでに流れ出て崩れかけ

ております。その部分の申請でありましてやむを得ないと思われました。

最後になります。152ページ、33番案件ですがこちらの方現況「畑」ということで家を建築するには都合よく盛土されております。

下水は来ておらず事務局の説明のとおり合併浄化槽を設置して水路に流すとのこと。田んぼ側の方についての土留めに関しては、建物を建てた後、夏の時期に土を入れて土留めをすることです。以上です。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

次に23番案件、26番案件、30番案件について、11番 五十嵐 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（五十嵐）

11番五十嵐です。23番案件ですけど先ほど私が説明しました、事業計画変更申請14番案件と同一でありまして建売分譲としての申請でありまして、問題ないと見て参りました。

続きまして115ページの26番案件ですが、砂利採取事業に伴う表土置場として申請が上がっておりますけど十分信用のおける事業者でありますので、こちらも問題ないと見て参りました。

最後に30番案件、132ページですが分家住宅建築用地としての申請でありまして、雨水、下水の方も下水は実家経由で下水道に接続し、雨水は道路側溝に流すとのこと、別に問題ないと見て参りました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

次に25番案件、28番案件、31番案件、32番案件について、7番 阿部 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（阿 部）

7番阿部です。110ページ、25番案件なんですけど砂利採取事業に伴う搬出入路で申請が上がっていますし、長い間仕事をしている信頼のある業者でございますので大丈夫かと見て参りました。

121ページ、28番案件なんですけれども周りはすべて住宅なんですけれども、123ページを見るとわかるんですが申請地と左隣の2筆が相当ヤブになっておりまして、背丈より高く「ヨシ」が繁茂している状態となっていました。今はきれいになって周りにも農地は見当たらないので問題ないと見て参りました。

142ページ、31番につきまして、下黒瀬の案件なんですけれども先ほどの案件と同じで農業関係資材等置場として転用するのですが、ここも周囲の方が迷惑するほどのヤブになっていましてタヌキ等棲んでいるような場所で近所迷惑になっていたということで、今後資材置場としてきれいになるので問題ないと見て参りました。

最後に147ページ、32番案件なんですけれども150ページを見てもらうと、二本松から山本新に向かう右側の方の道路わきなんですけれども、塗りつぶしの申請地はすべて林になっておりまして、早く埋め立てて残土置場にされた方が有効的な土地利用になるものと見て参りました。

なお、皆さんの審議をよろしくお願いします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、
原案のとおり承認し許可することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による
許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

続きまして、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用
地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

山崎主幹、お願いします。

事務局 (山崎) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定につ
いて、説明申し上げます。

では、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

・所有権移転	11 件	17 筆	22,003 m ²
・賃貸借権設定	230 件	1,312 筆	1,323,782.66 m ²
・使用貸借権設定	14 件	30 筆	17,454.22 m ²
・農地中間管理権設定	43 件	470 筆	551,430.57 m ²

となります。

最初に所有権移転の案件です。

議案書は159ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿」
登載者です。

受付番号1番、土地の所在が法柳新田字町道、台帳・現況とも田、99 m²、1筆を
総額79,000円で売買するものです。(隣接地)

受付番号2番、土地の所在が法柳新田字町道、台帳・現況とも田、302 m²、1筆を
総額240,000円で売買するものです。

受付番号3番、土地の所在が下黒瀬字古田、台帳・現況とも田、1,011 m²、これを
含め合計2筆、2,022 m²を受付番号4番案件と利便性を考慮して差金なしで交換する
ものです。

受付番号4番、土地の所在が田山字沢田、台帳・現況とも田、1930 m²、これを
含め合計2筆、2,022 m²を受付番号3番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するもの

です。

受付番号5番、土地の所在が上江端字新座裏、台帳・現況とも田、1,004 m²、1筆を総額700,000円で売買するものです。

160ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が金淵字居浦、台帳・畑・現況、田、1,094 m²、1筆を総額440,000円で売買するものです。

受付番号7番、土地の所在が笹岡字杉本 台帳・現況畑とも、1,279 m²、1筆を総額770,000円で売買するものです。

受付番号8番、土地の所在が下山屋字大坪、台帳・現況とも田、1,040 m²、これを含め合計3筆、4,228 m²を10a当たり700,000円で売買するものです。

受付番号9番、土地の所在が天神堂字アミダ堂、台帳・現況とも田、2,026 m²、これを含め合計2筆、4,029 m²を受付番号10番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

受付番号10番、土地の所在が横山字江向、台帳・現況とも田、2,009 m²、これを含め合計2筆、4,016 m²を受付番号9番案件と利便性を考慮し、差金なしで交換するものです。

161ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在が下条字下田、台帳・現況とも田、1,908 m²、1筆を10a当たり720,000円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

181ページをご覧下さい。

受付番号41番、土地の所在が深堀字境堀、台帳・現況とも田、1,001 m²、これを含め合計15筆、15,147 m²を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

186ページをご覧下さい。

受付番号47番、土地の所在が本明字亀田、台帳・現況とも田、1,701 m²、これを含め合計16筆、26,844 m²を令和2年12月11日から令和3年12月10日まで、10a当たり23,000円で 賃貸借するものです。

201ページをご覧下さい。

受付番号66番、土地の所在が七島字大畑、台帳田・現況畑、61 m²、これを含め合計2筆、624 m²を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり2,000円で賃貸借するものです。

241ページをご覧下さい。

受付番号140番、土地の所在が小里字大曲川端、台帳・現況、田、998 m²、これを含め合計2筆、3,902 m²を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

受付番号141番、土地の所在が小里字大曲川端、台帳畑・現況、田、112㎡、1筆を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

247ページをご覧ください。

受付番号149番、土地の所在が小松字上川原、台帳・現況、田、489㎡、これを含め合計9筆、3,213㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ40kg、60kgで賃貸借するものです。

249ページをご覧ください。

受付番号152番、土地の所在が小松字十二下夕、台帳・現況、田、582㎡、これを含め合計3筆、1,618㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

250ページをご覧ください。

受付番号154番、土地の所在が小松字十二下夕、台帳・現況、田、1,680㎡、1筆を令和2年12月11日から令和12年2月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

251ページをご覧ください。

受付番号156番、土地の所在が小松字十二下夕、台帳・現況、田、1,019㎡、1筆を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

252ページをご覧ください。

受付番号160番、土地の所在が小松字曾川原、台帳・現況 田、390㎡、これを含め合計2筆、1,423㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

受付番号161番、土地の所在が小松字上川原、台帳・現況 田、805㎡、これを含め合計3筆、2,521㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ60kgで賃貸借するものです。

254ページをご覧ください。

受付番号167番、土地の所在が福永字前田、台帳・現況、田、945㎡、これを含め合計5筆、10,326㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ90kgで賃貸借するものです。

263ページをご覧ください。

受付番号176番、土地の所在が金湊字居前甲、台帳・現況、田、2,023㎡、1筆を令和2年12月11日から令和5年12月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号179番、土地の所在が熊井新田字上ノ川、台帳・現況、田、1,011㎡、これを含め合計2筆、2,022㎡を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり23,600円で賃貸借するものです。

267ページをご覧ください。

受付番号186番、土地の所在が西岡字巳ノ明、台帳・現況、田、1,024㎡、1筆を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たり25,000円で 賃貸

借するものです。

268ページをご覧ください。

受付番号191番、土地の所在が中島字諏訪前、台帳・現況、田、1,938 m²、これを含め合計2筆、3,961 m²を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、10a当たり23,000円で賃貸借するものです。

276ページをご覧ください。

受付番号205番、土地の所在が中島字諏訪前、台帳・現況、田、500 m²、これを含め合計2筆、1,474 m²を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、10a当たりコシヒカリ60Kg円で賃貸借するものです。

続きまして、使用貸借権の設定について、説明いたします。

311ページをご覧ください。

受付番号2番、土地の所在が田山字沢田、台帳・現況、田、1,930 m²、これを含め合計2筆を令和2年12月11日から令和11年3月10日まで使用貸借するものです。

受付番号69番、土地の所在が七島字大畑、台帳・現況、畑、258 m²、1筆を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号71番、土地の所在が七島字大畑、台帳、田・現況、畑、148 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号72番、土地の所在が七島字大畑、台帳・現況、田、328 m²、1筆を令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号73番、土地の所在が七島字大畑、台帳・現況、畑、229 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号74番、土地の所在が七島字三枚田、台帳・現況、畑、296 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

312ページをご覧ください。

受付番号75番、土地の所在が七島字大畑、台帳・現況、畑、325 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和7年12月10日まで、使用貸借するものです。

313ページをご覧ください。

受付番号166番、土地の所在が小松字曾川原、台帳・現況、畑、272 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、使用貸借するものです。

受付番号188番、土地の所在が小松字十二下夕、台帳・現況、畑、0.22 m²、これを含め合計2筆89.22 m²を、令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、使用貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

315ページからご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が小里字長割、台帳、畑・現況、田、165 m²、これを含め合計8筆、3,299 m²を、令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、10a当たり21,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在猫山字山田、台帳・現況とも田、1,916 m²、これを含め合計10筆、9,149 m²を、令和2年12月11日から令和8年12月10日まで10a当たり23,000円で設定するものです。

317ページをご覧ください。

受付番号3番、土地の所在猫山字山田、台帳・現況とも田、1,062 m²、これを含め合計17筆、14,093 m²を、令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、0円で設定するものです。

318ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在小里字大犬林、台帳・現況とも田、837 m²、1筆を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円で設定するものです。

319ページをご覧ください。

受付番号5番、土地の所在小里字柄目木、台帳・現況とも田、1,207 m²、これを含め合計12筆、10,387 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円、20,000円で設定するものです。

320ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在小里字柄目木、台帳・現況とも田、1,024 m²、これを含め合計6筆、4,835 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、21,000円、20,000円で設定するものです。

321ページをご覧ください。

受付番号7番、土地の所在小里字柄目木、台帳・現況とも田、825 m²、これを含め合計7筆、7,528 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円で設定するものです。

受付番号8番、土地の所在小里字山田、台帳・現況とも田、251 m²、これを含め合計15筆、6,470 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円、21,000円で設定するものです。

323ページをご覧ください。

受付番号9番、土地の所在小里字大曲、台帳・現況とも田、1014 m²、これを含め合計2筆、1,060 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号10番、土地の所在小里字柄目木、台帳・現況とも田、873 m²、これを含め合計18筆、9,812 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、21,000円、20,000円で設定するものです。

325ページをご覧ください。

受付番号11番、土地の所在小里字大犬林、台帳・現況とも田、461 m²、これを含め合計3筆、118.3 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、20,000円で設定するものです。

326ページをご覧ください。

受付番号12番、土地の所在猫山字山田、台帳・現況とも田、241 m²、これを含め合計6筆、4,758 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、21,000円、20,000円で設定するものです。

受付番号13番、土地の所在小里字柄目木、台帳・現況とも田、930 m²、これを含め合計2筆、1,024 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、23,000円、で設定するものです。

受付番号14番、土地の所在飯森杉字道願上、台帳・現況とも田、723 m²、これを含め合計26筆、15,376 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで23,000円で設定するものです。

329ページをご覧ください。

受付番号15番、土地の所在が小里、台帳・現況とも田、678 m²、これを含め合計2筆、841 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、0円で設定するものです。

330ページをご覧ください。

受付番号16番、土地の所在が小里字大犬林、台帳・現況とも田、803 m²、これを含め合計5筆、2,876 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで0円で設定するものです。

受付番号17番、土地の所在が猫山字山田、台帳・現況とも田、1,950 m²、これを含め合計31筆、20,672.57 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで22,000円で設定するものです。

334ページをご覧ください。

受付番号18番、土地の所在が猫山字山田、台帳・現況とも田、1,893 m²、これを含め合計17筆、12,342 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで0円で設定するものです。

335ページをご覧ください。

受付番号19番、土地の所在が小里字大犬林、台帳・現況とも田、1,008 m²、これを含め合計2筆、2,026 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、20,000円で設定するものです。

336ページをご覧ください。

受付番号20番、土地の所在が小里字山田、台帳・現況とも田、202 m²、これを含め合計3筆、707 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、0円で設定するものです。

受付番号21番、土地の所在が小里、台帳・現況とも田、757 m²、これを含め合計3筆、1,796 m²を令和2年12月11日から令和8年12月10日まで、0円で設定するものです。

受付番号22番、土地の所在が榎、台帳・現況とも田、3280 m²、これを含め合計12筆、25,802 m²を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで25,000円で設定するものです。

338ページをご覧ください。

受付番号23番、土地の所在が水原字下ヶ江、台帳・現況とも畑、50 m²、1筆を、令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、0円で設定するものです。

受付番号24番、土地の所在が水原字釈迦堂、台帳・現況とも田、454㎡、1筆を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、25,000円で設定するものです。

受付番号25番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、2,461㎡、これを含め合計26筆、46,561㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、0円で設定するものです。

341ページをご覧下さい。

受付番号26番、土地の所在が水原字釈迦堂、台帳・現況とも田、2196㎡、これを含め合計2筆、3,713㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

受付番号27番、土地の所在が水原字下げ江、台帳・現況とも田、2,993㎡、これを含め合計8筆、17,268㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

342ページをご覧下さい。

受付番号28番、土地の所在が水原字下げ江、台帳・現況とも田、2361㎡、これを含め合計12筆、11,502㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

343ページをご覧下さい。

受付番号29番、土地の所在が水原字籠田、台帳・現況とも畑、480㎡、これを含め合計15筆、20,837㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円、0円で設定するものです。

345ページをご覧下さい。

受付番号30番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、1599㎡、これを含め合計16筆、29,402㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円、0円で設定するものです。

347ページをご覧下さい。

受付番号31番、土地の所在が水原字釈迦堂、台帳・現況とも田、403㎡、1筆を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

受付番号32番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、443㎡、これを含め合計15筆、22,056㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円、0円で設定するものです。

349ページをご覧下さい。

受付番号33番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、163㎡、これを含め合計6筆、11,888㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

受付番号34番、土地の所在が水原字下げ江、台帳・現況とも田、1,225㎡、これを含め合計14筆、17,288㎡を令和2年12月11日から令和12年12月10日まで、23,600円で設定するものです。

351ページをご覧下さい。

受付番号35番、土地の所在が天神堂字アミダ堂、台帳・現況とも田、2,013㎡、

これを含め合計 12 筆、22,948 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 12 年 12 月 10 日まで、23,600 円で設定するものです。

352 ページをご覧ください。

受付番号 36 番、土地の所在が天神堂字堂ノ前、台帳・現況とも田、1,333 m²、これを含め合計 2 筆、2,522 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 12 年 12 月 10 日まで 23,600 円で設定するものです。

受付番号 37 番、土地の所在が姥ヶ橋字奥野、台帳・現況とも田、1,002 m²、これを含め合計 12 筆、16,475 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 12 年 12 月 10 日まで、22,000 円で設定するものです。

354 ページをご覧ください。

受付番号 38 番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、479 m²、これを含め合計 24 筆、33,357 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、0 円で設定するものです。

356 ページをご覧ください。

受付番号 39 番、土地の所在が水原字下げ江、台帳・現況とも田、1,194 m²、これを含め合計 22 筆、29,273 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、0 円で設定するものです。

359 ページをご覧ください。

受付番号 40 番、土地の所在が水原字伊賀穂、台帳・現況とも田、463 m²、これを含め合計 24 筆、34,216 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、0 円で設定するものです。

362 ページをご覧ください。

受付番号 41 番、土地の所在が水原字拾表、台帳・現況とも田、1,976 m²、これを含め合計 22 筆、32,970 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、0 円で設定するものです。

364 ページをご覧ください。

受付番号 42 番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも畑、95 m²、これを含め合計 19 筆、30,151 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、0 円で設定するものです。

366 ページをご覧ください。

受付番号 43 番、土地の所在が水原字栗山田、台帳・現況とも田、2013 m²、これを含め合計 8 筆、11,223 m²を令和 2 年 12 月 11 日から令和 8 年 12 月 10 日まで、23,600 円で設定するものです。

以上であります。農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合

の備えるべき要件である、

①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入りますが、賃貸借権設定の27番案件、28番案件、31番案件、33番案件の譲受人は、「齋藤 和也氏」であり、8番 齋藤 委員が関係者となっております。

また、同じく賃貸借権設定の193番案件の譲受人は「農事組合法人 分田三鼎会」であり、13番 松田 委員が関係者となっております。

また、同じく賃貸借権設定の237番案件につきましては、16番 大堀 委員が譲受人であります。

いずれも農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議がないようですので、そのようにいたします。

それでは、最初に賃貸借権設定の27番案件、28番案件、31番案件、33番案件を審議いたしますので、8番 齋藤 委員の退室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 退室 —

齋藤 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の27番案件、28番案件、31番案件、33番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の27番案件、28番案件、31番案件、33番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の27番案件、28番案件、31番案件、33番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

8番 齋藤 委員の入室をお願いいたします。

— 齋藤 瑞穂 委員 入室 —

齋藤 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の193番案件について、審議いたしますので、13番 松田 委員の退室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 退室 —

松田 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の193番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の193番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の193番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

13番 松田 委員の入室をお願いいたします。

— 松田 昭悦 委員 入室 —

松田 委員が着席されましたので、続けます。

続きまして、同じく賃貸借権設定の237番案件について、審議いたしますので、16番 大堀 委員の退室をお願いいたします。

— 大堀 哲男 委員 退室 —

大堀 委員が退室されましたので、賃貸借権設定の237番案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。賃貸借権設定の237番案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、賃貸借権設定の237番案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

16番 大堀 委員の入室をお願いいたします。

— 大堀 哲男 委員 入室 —

大堀 委員が着席されましたので、続けます。

今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がご

ございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委 員 (「なし」の声)

議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。
お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (「異議なし」の声)

議長 (小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
これで、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり承認されました。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 佐藤 局長 —

続きまして、日程第11 議案第6号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(用途変更)に係る意見書の交付について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。
佐藤 局長、お願いします。

事 務 局
(佐 藤)

368ページをご覧ください。
議案第6号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(用途変更)に係る意見書の交付について説明いたします。
受付番号213番として提出されましたがこれについて、農振農用地区域を農業用施設用地として変更することに問題が無いか、369ページのとおり意見を求められておりますのでご審議願います。
なお、農業用施設用地への用途変更が承認されたのちには、転用許可申請が提出されると思われます。
今日は、阿賀野農業振興地域整備計画の担当課であります農林課 北見農林企画係長から概要説明させていただきますのでよろしくお願いします。

以上で議案第4号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(用途変更)に係る意見書の交付について説明を終わります。

議長 (小嶋) ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 農林課 北見係長 —

それでは、阿賀野農業振興地域整備計画の変更(用途変更)について、担当課である農林課 北見係長より説明をお願いいたします。

説 明 員
(北見係長) それでは説明いたします。受付番号213番案件(1)の農用地利用計画の変更原因者であります、ささかみ農業協同組合が下山屋地内の5筆 8,723 m²を、えだまめ集出荷選別施設、乾燥調製施設建設のため用途変更するものです。

変更理由として、事業計画者は、えだまめをブランド化し園芸規模拡大及び農家所得の確保を目指している。規模拡大には生産の省力化を図ることが不可欠であり、えだまめ集出荷選別施設を建設することとしました。

乾燥調製施設については、かねてより地域から要望されているものであり、農家個々で乾燥調製に係る施設投資を抑えることができるため、担い手不足が深刻化している当該地区にとって必要不可欠なものです。

位置選定にあたっては、

- ・既存乾燥調製施設の受益空白地であること。
- ・ほ場整備事業予定地付近であること。
- ・集出荷時の交通の利便性及び安全性が確保されること。
- ・騒音及び粉塵、排水面等、周辺の環境へ影響を与えないこと。を考慮した結果、やむを得ず農振農用地区域内の当該地を用途変更するものです。

369ページから378ページには申請に対する附則資料がありますのでご覧いただきたいと思います。

続きまして379ページの213番案件（2）、下里農園による下里地区の2筆、1,949㎡について、乾燥調製施設建設のため用途変更するものです。

事業計画者は、地域農業の担い手として耐えうる農業経営確立のため、令和2年夏に法人化し、地域農業の維持発展に貢献することを基本方針としています。

位置選定に当たっては、集落内での話し合いにより農振白地地域で用地を選定しようとしたが、当面資産として保有する意向であることから集落への騒音及び粉塵被害に配慮し、やむを得ず農振農用地区域内の当該地で集落の同意を得たものです。

また、当該事業計画について阿賀野川土地改良区と協議済であり、ほ場整備事業への影響はない旨の回答を得ております。

380ページから385ページには付則資料が載っております。

続きまして386ページ、213番案件（3）かがやき地内の榎米杜氏農場のよる駒林地内の2筆、1,033㎡を農作業休憩所建設のため用途変更するものです。

事業計画者は、平成26年に法人化し地域の担い手として持続可能な農業を追求している農業法人である。

位置選定に当たっては、通年使用している農業用ハウス等の拠点に設置することが農作業の効率化につながるため、やむを得ず農振農用地区域内の当該地を用途変更するものです。

391ページの土地利用計画図では、休憩所のみが記載されていますが、8751番、8752番の左側には、記載されていませんが育苗ハウスがすでに建てられています。中ほどには前所有者が建てた小屋があります。これらを含めて併せて用途変更することでこの面積になっております。

387ページ以降391ページにかけて付則資料が載っておりますのでご覧ください。

以上で議案第6号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更（用途変更）に係る意見書の交付について説明を終わります。ありがとうございました。

議長（小嶋）

ありがとうございました。担当者の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認委員の報告をお願いします。

最初に213番案件（1）について、1番 曾我 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委 員

1番 曾我です。こちら11月24日の日に委員4名、事務局2名で現地確認に行

- (曾 我) ってまいりました。377ページのえだまめ集出荷選別施設、乾燥調製施設ですが、建設位置につきましてはこれから検討されるそうですが、現状は稲刈りが終わった田園風景で、何とも言い難い所ではあるんですが、阿賀野市にとっても地域農業従事者のとつても明るい未来が見据えられる施設なんではないかなと思っています。皆様の審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 (小嶋) ありがとうございます。
続きまして、213番案件(2)について、11番 五十嵐委員より現地確認報告をお願いいたします。
- 委 員 (五十嵐) 11番 五十嵐です。282ページを見ていただくとわかりやすいんですけど、黒塗りの部分なんですけど最初行ったときなんでこんな所に建てるのかなと思うほど周りが田んぼで囲まれておりましてもったいないなという気がしたんですけど、この辺一帯の圃場整備事業がありまして、集落の方々と土地改良区で協議済みでありまして、この場所に決定したとのことで問題ないと見て参りました。
- 議長 (小嶋) ありがとうございます。
続きまして、213番案件(3)について、7番 阿部 委員より現地確認報告をお願いいたします。
- 委 員 (阿 部) 7番 阿部です。390ページを見るとわかるんですけど、建物の場所なんですけど奥の方に育苗ハウスがありまして右側の方には既存の小屋があるんですけども、その手前に休憩所を建てるんですけど、事前着工をされていて相馬委員が見つくて事前着工はだめだということで止めたという経緯があったそうです。
基礎だけ作られていましたが建築についてはやむを得ない状況ではないかと見て参りましたが皆さんのご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 (小嶋) ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入りますが、213番(1)案件の農用地利用計画変更(用途変更)の原因者は、「ささかみ農業協同組合」であり、4番 本間委員並びに7番 阿部 委員が関係者となっております。
農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当しますので、関係者からは随時、退室をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 (「異議なし」の声)
- 議長 (小嶋) 異議がないようですので、そのようにいたします。
それでは、最初に213番(1)案件を審議いたしますので、4番 本間委員並びに7番 阿部 委員の退室をお願いいたします。
- 本間 多佳子・阿部 萬紀夫 委員 退室 —
- 本間 委員、阿部 委員が退室されましたので、213番(1)案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。
- 委 員 (「な し」の声)
- 議長 (小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。213番(1)案件について、原案のとおり同意することの意見書を交付してよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長(小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、213番(1)案件について、原案のとおり同意することの意見書を交付することに決定いたしました。

4番 本間委員並びに7番 阿部 委員の入室をお願いいたします。

— 本間 多佳子・阿部 萬紀夫 委員 入室 —

本間 委員、阿部 委員が着席されましたので、続けます。

今程、決定した議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長(小嶋) 質疑なしと認めます。

お諮りします。先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり同意することの意見書を交付してよろしいでしょうか。

委員 (「異議なし」の声)

議長(小嶋) 異議なしと認めます。従いまして、先程の議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり同意することの意見書を交付することに決定いたしました。

これで、議案第6号 阿賀野農業振興地域整備計画の変更(用途変更)に係る意見書の交付について、全て原案のとおり同意することの意見書を交付することに決定いたしました。

続きまして、日程第12 その他について、事務局より何かございますか。

事務局 (「なし」の声)

議長(小嶋) 特にないそうですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。よろしいでしょうか。

委員 (「なし」の声)

議長(小嶋) はい、特にないようでございます。

それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、事務局から諸連絡がありますので、よろしくをお願いいたします。

— 15時58分終了 —

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年11月30日

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 3番 ⑩

議事録署名委員 4番 ⑩

議長
農業委員会長 ⑩